



# 駿府と今川氏

第1回

## 今川氏「赤鳥」の旗印と浅間神社

### 今川氏初代範囲の 浅間神社参拝

それぞれの  
家に家紋があ  
るが、武将の  
場合、家紋の  
ほかに家紋と  
は異なるマー  
クを決め、それを旗印とか笠験と  
することがあった。守護、守護大  
名を経て戦国大名となった今川氏  
の「赤鳥」の旗印はその例である。



織田信長が、当時通貨として用  
いられていた永楽通宝、すなわち  
永楽銭の図を絵柄としていたこと  
は有名で、これなどは薬市薬座政  
策や関所撤廃など、商品流通経済  
を重視した信長の理念が象徴的に  
表されたものと理解されている。

では、今川氏が「赤鳥」すなわ  
ち女性の道具である垢取を旗印と  
したのは、どのようないきさつ  
があったのだろうか。そのルーツ  
を追いかけていくと、何と今川氏  
の初代の範囲にまでさかのぼるこ  
とがわかった。

今川氏は、周知のように足利氏  
から分かれた吉良氏の分かれであ  
る。三河国に今川荘という荘園が

あり、そこに住んだ吉良長氏の子国  
氏がその土地の名を苗字としたもの  
で、国氏の孫にあたる範囲が足利尊  
氏に従って各地で戦功をあげ、駿  
河・遠江の守護になったことが、の  
ちに戦国大名にまで成長する今川氏  
の出発点であった。

そして、駿河守護として、駿河に  
初めて「お国入り」したとき、駿河惣  
社である神部神社に参拝したが、そ  
こで聞いた巫女の託宣によって「赤  
鳥」が今川氏の旗印として確定する  
のである。

### 美濃青野原の戦いと 「赤鳥」の旗印

現在、駿河惣社としての神部神社、  
それに大歳御祖神社、富士新宮など  
を総称して静岡浅間神社と言ってい  
るが、範囲が参拝したのは神部神社  
で、これは、かつて律令制の時代か  
ら、新任国司がその国の惣社に奉幣  
する形を守護も引き継いだからであ  
る。

この範囲の参拝に、範囲の次男今  
川了俊も従っており、そのときの模  
様を『難太平記』に書き残していた。  
それによって「赤鳥」の由来もわか  
るのである。

参拝した範囲に、巫女が神の託宣

を伝えていた。「難太平記」の原  
文のまま示すと、「我赤鳥をたび  
し故に、勝事をも得、此国を給ひ  
き」というのである。

我、すなわち浅間社の神が赤鳥  
をお前に与えたので、戦いに勝ち、  
この国を得たという内容で、この  
戦いというのが暦応元年（一三三  
八）の美濃青野原の戦いであった。  
このとき、範囲が旗印として「赤  
鳥」を使うことを思いつき勝利し  
たわけで、それが浅間の神の意思  
によるものだったという託宣であ  
る。



▲静岡浅間神社（静岡市葵区宮ヶ崎町102-1） 撮影：水野 茂